

告 示

○農林水産省告示第三百六十七号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第四及び第五に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号(南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十一日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の「中「有害動物及び有害植物が附着」を「検疫有害動植物が付着」に改め、同回及び四を削る。

四の「中「低温処理施設」を「南アフリカ共和国の低温処理施設(以下「低温処理施設」という。)に「こん包」を「各こん包又は束ねたこん包」に改め、同回中「低温処理船舶」を「海上輸送中の冷藏設備を有する船舶(以下「低温処理船舶」という。)」に改める。

七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、「に改め、七を八とし、六を七と」、五の次に次のように加える。

六 植物防疫官による確認

(一) 三の「の検査及び五の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されるこ

口

〔一〕の植物防疫官による消毒が実施されたことの確認は、南アフリカ植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。
ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあっては、当該施設において五の消毒が行われたことを確認すること。
イ 低温処理船舶において消毒が行われる場合にあっては、輸出港において五の消毒が開始されたことを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

ページ段行	正
平成九年三月十二日(另外第四十五号)	正

同日(同号外)農林水産省告示第三百六十七号
 (南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びブローテア種のスウェートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びブローテア種のスウェートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
 (原稿誤り)

五六四
一七別表一
別表一